

協議第 3 2 号

平成 1 5 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（人権施策）について

各種事務事業の取扱い（人権施策）について別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第32号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
人権施策

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	市民部会
関係項目	人権施策	分科会	地域調整分科会

区分	構成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 施設(集会所・会館)維持管理運営事業	<p>・市が設置した集会所・会館については、適切な維持管理及び運営を図るため、必要な施設修繕や保守点検は市が実施しているが日常の管理運営費として各自治会へ補助金を交付している。 なお、平成13年度に行った同和対策事業補助金等の見直しにより、3年間で段階的に削減し、平成17年度以降は自主運営としている。</p> <p>・会館4カ所、集会所4カ所 ・14年度補助金1施設あたり134,400円を交付</p>	<p>・市が設置した集会所を適切に維持管理できるように地域に管理を委託し、地域にあった運営を行うと共に必要に応じて施設の修繕や保守点検を実施している。</p> <p>・集会所7カ所 ・補助金は交付していない</p>	-	<p>・町が設置した集会所については、適切な維持管理及び運営を図るため、日常の使用管理は自治会で行い、必要な施設修繕や保守点検は町が実施している。</p> <p>・集会所6カ所 ・補助金は交付していない</p>	<p>・村が設置した集会所については、施設の保守点検や光熱水費の負担など地元自治会による自主的な管理運営により実施している。</p> <p>・集会所1カ所 ・補助金は交付していない</p>	-
5 人権・同和問題事業補助金(運動団体等補助金)	<p>「地対財特法」失効後における運動団体、対象地区自治会長が実施する啓発活動、各種研修会への参加及び開催など、人権・同和問題の早期解決に向けた取り組みに対し補助金を交付している。 なお、当補助金は今後3年間で段階的に削減し、平成17年度以後は一般対策での対応となる。</p>	同左	-	津市に同じ	同左	-
		今後の補助金の交付額については未定。	-	今後の補助金の交付額については未定。	今後の補助金の交付額については未定。	-
11 隣保館運営事業	<p>隣保館運営事業 ・社会調整及び研究事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・小規模地域対策事業 ・その他の事業</p> <p>【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日</p> <p>【使用料】 設定なし</p>	<p>隣保館運営事業 ・社会調整及び研究事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・小規模地域対策事業 ・その他の事業</p> <p>【休館日】 毎週月曜日</p> <p>【使用料】 ・会議室等 午前9時～正午 630円 正午～午後5時 1,050円 午後5時～午後9時 1,570円 午前9時～午後9時 3,150円 (使用料の減免あり)</p>	-	<p>隣保館運営事業 ・社会調整事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・青少年指導育成事業 ・その他の事業</p> <p>【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日</p> <p>【使用料】 ・会議室等 午前9時～正午 200円 正午～午後5時 300円 午後5時～午後10時 500円 (使用料の減免あり)</p>	<p>文化会館運営事業 ・社会調整事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・青少年指導育成事業 ・その他の事業</p> <p>【休館日】 毎週日曜日</p> <p>【使用料】 ・集会所 昼間 200円以内 夜間 300円以内 (使用料の減免あり)</p>	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 5. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 11. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	・町が設置した集会所については、施設の保守点検や光熱水費の負担など地元自治会による自主的な管理運営により実施している。 ・集会所6カ所 ・補助金は交付していない	-	村が設置した隣保館の分館8館に対して講座開催回数や使用回数に応じて管理委託料を交付している。 ・分館8カ所 ・14年度委託料1施設あたり約60,000円を交付	施設の日常の管理運営に係る補助金及び委託料については、合併時までに地元自治会との協議を行い、平成16年度で廃止する。 また、施設の維持管理運営に要する経費の負担については、現行のまま新市に引き継ぐ。
-	津市に同じ	同左	同左	津市においては当補助制度は合併までの方向付けがなされているが、他の実施市町村では各団体への補助金額、補助内容、今後の考え方など取り扱いが異なっている。このため、新市における当補助金のあり方について、合併時までに津市の考え方を基に整理・調整を図る。
-	今後の補助金の交付額については未定。	なお、当補助金は今後3年間で段階的に削減し、平成17年度以後は一般対策での対応となる。	なお、当補助金は今後3年間で段階的に削減し、平成17年度以後は一般対策での対応となる。	基本的には職員体制等も含め、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、施設利用料については、合併後3年程度を目処に調整していく。
-	川合文化会館運営事業 ・保健衛生知識の向上に関する事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・その他の事業 【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日 【使用料】 ・会議室等 午前9時～正午 500円 午後1時～午後5時 700円 午後5時～午後9時 1,000円 午前9時～午後9時 1,500円 (使用料の減免あり)	隣保館運営事業 ・社会調査及び研究に関する事業 ・生活相談指導及び生活改善に関する事業 ・保健衛生指導に関する事業 ・社会福祉相談に関する事業 ・教養文化活動に関する事業 ・啓発及び広報に関する事業 ・その他目的達成に必要と認められた事業 【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日 【使用料】 ・会議室等 利用時間帯により1,000円～3,000円など (使用料の減免あり)	隣保館運営事業 ・社会調整及び研究事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・小規模地域対策事業 ・その他の事業 【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日 【使用料】 ・集会室 利用時間により900円～5,000円など	基本的には職員体制等も含め、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、施設利用料については、合併後3年程度を目処に調整していく。